

人 事 委 員 会 年 報

令 和 6 年 度

三 重 県 人 事 委 員 会

目 次

第1章 人事委員会の概要	1
第1節 人事委員会の組織と運営	1
1 人事委員会	1
2 委員会の開催状況	2
第2節 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要	9
第3節 職員に関する条例案に対する意見	16
第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	20
1 規則の制定、改廃状況	20
2 通知の制定、改廃状況	27
第5節 年間事業等の概要	30
第6節 諸会議等の開催状況	35
1 全国人事委員会連合会関係	35
2 東海・北陸人事委員会協議会関係	35
3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係	37
4 その他	38
第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等	39
1 組織及び事務分掌	39
2 歳入歳出予算・決算の概要	40
第2章 公務員制度・審査関係業務	43
第1節 公平審査	43
1 措置要求	43
2 審査請求	44
第2節 勤務条件	45
1 職務専念義務免除	45
第3節 職員団体	46
1 職員団体の登録	46
2 職員団体の登録事項変更届出	47
3 管理職員等の範囲の表	48

第 4 節	公平委員会の事務の受託	52
第 5 節	労働基準監督	53
1	勤務環境に関する実態調査	53
2	号別決定	53
3	貯蓄金管理状況報告	54
4	ボイラー等性能検査	55
5	ボイラー等設置届及び落成検査	56
6	ボイラー等廃止報告	56
7	ボイラー等休止報告	56
8	クレーン設置届及び落成検査	56
第 3 章	任用関係業務	57
第 1 節	採用試験	57
	競争試験の受験資格・試験日程	58
	令和 6 年度三重県職員等採用候補者試験実施状況	60
第 2 節	採用選考	63
1	選考職種 of 採用選考	63
2	職級別の採用選考	63
3	令和 6 年度採用選考の状況	64
第 3 節	臨時的任用の承認	66
第 4 章	給与関係業務	67

第 1 章 人事委員会の概要

第 1 節 人事委員会の組織と運営

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	氏 名	委員就任年月日	在任年月	備 考
委員長	中村 佳子	R4.7.30～ 委員長就任 R5.7.18～	2 年 8 か月	(現) 株式会社丸中商店 代表取締役社長
委 員 (委員長 代理)	北岡 寛之	R3.7.29～	3 年 8 か月	(元) 三重県健康福祉部長
委 員	浅尾 光弘	R5.7.17～	1 年 8 か月	(現) 浅尾法律事務所 弁護士

2 委員会の開催状況

令和6年度における人事委員会の会議の開催回数は25回で、審議件数は議案83件、協議9件、報告34件の計126件となっており、その状況は次のとおりである。

【第1583回】 令和6年4月11日（木）

《議案》

- 第1号 職員団体登録事項の変更について
- 第2号 職員団体登録事項の変更について
- 第3号 職員団体登録事項の変更について
- 第4号 職員団体登録事項の変更について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について
- 第2号 令和5年度職員相談について（第4四半期分）
- 第3号 令和5年地方公務員給与実態調査結果の概要について

【第1584回】 令和6年4月23日（火）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験の実施について
- 第2号 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木の実施について
- 第3号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木（早期枠）の第1次試験合格者の決定について

《報告》

- 第1号 令和6年職種別民間給与実態調査の概要について

【第1585回】 令和6年5月27日（月）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の第1次試験合格者の決定について
- 第2号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木（早期枠）の最終合格者の決定について

【第1586回】 令和6年6月5日（水）

《議案》

- 第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
- 第2号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）の実施について
- 第3号 令和6年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第4号 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施について

第5号 令和6年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の実施について

第6号 令和6年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の実施について

第7号 令和6年度三重県警察官B採用候補者試験の実施について

《協議》

第1号 措置要求について

【第1587回】 令和6年6月25日（火）

《議案》

第1号 課長級以上の職への採用選考について

第2号 措置要求について

《報告》

第1号 令和5年（不）第1号事案について

第2号 人事委員会年報について

【第1588回】 令和6年7月1日（月）

《議案》

第1号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験の1次合格者決定について

第2号 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木の1次合格者決定について

第3号 職員の特殊勤務手当に関する規則及び公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

【第1589回】 令和6年7月16日（火）

《議案》

第1号 令和6年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の最終合格者の決定について

《協議》

第1号 措置要求について

第2号 委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指定について

《報告》

第1号 令和6年度職員相談の状況（第1四半期分）について

第2号 令和5年（不）第1号事案について

第3号 人事行政の運営等の状況の報告について

【第1590回】 令和6年8月7日（水）

《議案》

第1号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験の最終合格者の決定について

第2号 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木の最終合格者の決定について

- 第3号 措置要求について
- 第4号 措置要求について
- 第5号 不利益処分についての審査請求の受理について
- 第6号 不利益処分についての審査請求の受理について
- 第7号 令和6年(不)第1号事案に係る審査長の指定について
- 第8号 令和6年(不)第2号事案に係る審査長の指定について

【第1591回】 令和6年8月21日(水)

《協議》

- 第1号 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の人事管理に関する報告事項について

《報告》

- 第1号 令和6年人事院勧告について

【第1592回】 令和6年9月2日(月)

《協議》

- 第1号 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について

《報告》

- 第1号 令和5年(不)第1号事案について

【第1593回】 令和6年9月11日(水)

《協議》

- 第1号 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について

《報告》

- 第1号 令和6年(不)第1号事案について
- 第2号 令和6年(不)第2号事案について

【第1594回】 令和6年9月18日(水)

《議案》

- 第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

《協議》

- 第1号 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について

【第1595回】 令和6年9月30日(月)

《議案》

- 第1号 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について
- 第2号 職員団体登録事項の変更について

【第1596回】 令和6年10月11日（金）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について
- 第2号 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について
- 第3号 令和6年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の第1次試験合格者の決定について
- 第4号 令和6年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の第1次試験合格者の決定について
- 第5号 令和6年度三重県警察官B採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について
- 第6号 不利益処分についての審査請求の併合審査について

《報告》

- 第1号 職員相談について（第2四半期分）
- 第2号 令和5年（不）第1号事案について
- 第3号 令和6年（不）第1号事案について
- 第4号 令和6年（不）第2号事案について

【第1597回】 令和6年10月21日（月）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）の第1次試験合格者の決定について

【第1598回】 令和6年11月18日（月）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について
- 第2号 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について
- 第3号 令和6年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の最終合格者の決定について
- 第4号 三重県人事委員会議事規則の一部改正について
- 第5号 勤務条件に関する措置要求の受理について
- 第6号 令和6年（措）第1号事案に係る審理長の指定について

《報告》

- 第1号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について

【第1599回】 令和6年11月25日（月）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）の最終合格者の決定について
- 第2号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
- 第3号 職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について

【第1600回】 令和6年12月3日（火）

《議案》

- 第1号 令和6年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の最終合格者の決定について
- 第2号 令和6年度三重県警察官B採用候補者試験の最終合格者の決定について

《報告》

- 第1号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について

【第1601回】 令和6年12月20日（金）

《議案》

- 第1号 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 第2号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験の日程及び受験資格について
- 第3号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験（早期枠）の実施について
- 第4号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程について

《報告》

- 第1号 専決処分の報告について（解雇予告除外認定）
- 第2号 令和5年（不）第1号事案について
- 第3号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について

【第1602回】 令和7年1月23日（木）

《議案》

- 第1号 令和7年度三重県職員等採用候補者B試験、C試験、民間企業等職務経験者試験及び警察官採用候補者試験の日程及び受験資格について
- 第2号 職員団体登録事項の変更について
- 第3号 職員団体登録事項の変更について
- 第4号 解雇予告除外認定について
- 第5号 解雇予告除外認定について

《報告》

- 第1号 令和6年度職員相談の状況（第3四半期分）について
- 第2号 令和6年地方公務員給与実態調査結果の概要について
- 第3号 令和5年（不）第1号事案について
- 第4号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について
- 第5号 令和6年（措）第1号事案について

【第1603回】 令和7年2月7日（金）

《議案》

- 第1号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部改正について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について
第2号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について

【第1604回】 令和7年2月20日（木）

《議案》

- 第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
第2号 令和7年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の実施について
第3号 課長級及び警視以上の職への採用選考について
第4号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程について
第5号 勤務延長の期限の延長承認について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1605回】 令和7年3月10日（月）

《議案》

- 第1号 警察の組織改編による職の新設等に伴う給与関係規則の一部改正について
第2号 職員の定年等に関する規則の一部改正について
第3号 公平審理の手続等に関する細則の一部改正について
第4号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部改正について
第5号 課長級及び警視以上の職への採用選考について

《報告》

- 第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1606回】 令和7年3月17日（月）

《議案》

- 第1号 一般任期付職員の採用等承認について

《協議》

- 第1号 令和6年（措）第1号事案について
第2号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について

《報告》

- 第1号 人事委員会事務局職員障がい者活躍推進計画（案）について
第2号 令和5年（不）第1号事案について

【第1607回】 令和7年3月24日（月）

《議案》

- 第1号 人事委員会事務局職員の任免について

- 第2号 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う関係規則の一部改正について
 - 第3号 組織改編による職の新設等に伴う関係規則等の一部改正について
 - 第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
 - 第5号 令和7年度三重県職員採用候補者A試験（早期枠）の第1次試験合格者の決定について
 - 第6号 課長級以上の職への採用選考について
 - 第7号 特定任期付職員の採用等承認について
 - 第8号 令和6年（措）第1号事案について
 - 第9号 令和6年（不）第1号及び第2号事案について
 - 第10号 異動期間を延長した職員の勤務延長の承認について
 - 第11号 勤務延長の期限の延長承認について
- 《報告》
- 第1号 専決処分の報告について（解雇予告除外認定）

第2節 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

令和6年10月16日 三重県人事委員会

【職員の給与に関する報告及び勧告】

給与勧告のポイント

『公民較差は約30年ぶりの高い水準』

『3年連続で月例給・ボーナスともに引上げ』

1 月例給：給料表を引上げ

- ・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
A試験（大学卒程度）205,300円⇒228,300円（11.2%）
C試験（高校卒程度）173,800円⇒195,200円（12.3%）
- ・若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引上げ改定

2 ボーナス：支給月数を年間0.10月分引上げ

- ・年間4.50月⇒4.60月

3 国の給与制度のアップデートをふまえた給与制度の整備

I 本年の民間給与との比較による給与改定

1 職員の給与と民間給与との比較

- ・企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の788民間事業所から抽出した158事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施
- ・4月分の公民給与について、役職・学歴・年齢別に対比して較差を算出

(1) 月例給

区分	金額等	(参考) 国 金額等
民間従業員の給与 (A)	389,537円	416,561円
職員(行政職)の給与 (B)	379,901円	405,378円
公民較差(A)-(B)	9,636円 (2.54%)	11,183円 (2.76%)

※公民較差の額9,636円は、平成3年の11,421円以来、33年ぶりの水準
公民較差の率2.54%は、平成4年の2.84%以来、32年ぶりの水準

(2) ボーナス

民間事業所の支給割合は給与月額に相当しており、職員の平均支給月数（4.50月）が0.08月下回っていた。

2 本年の民間給与との比較により改定すべき事項

(1) 月例給

- ・公民較差を解消するため、行政職給料表を引上げ改定
初任給を大幅に引上げ
若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引上げ
- ・行政職給料表以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定
- ・子に係る扶養手当を引上げ改定（子1人10,000円⇒10,900円）
※後記Ⅱの1（3）の子に係る扶養手当の引上げの一部を先行実施

○改定内容（行政職）

区分	配分額	配分率
給料	8,635円	2.27%
扶養手当	520円	0.14%
はね返し分	442円	0.12%
計	9,597円	2.53%

(注)「はね返し分」とは、給料表等の引上げ改定により地域手当等の額が増加する分

(2) ボーナス

- ・職員の期末・勤勉手当の平均支給月数（4.50月）が、民間の特別給の支給割合（4.58月）を下回っていることから、支給月数を4.60月に引上げ
 ※支給月数はこれまで0.05月単位で改定
- ・引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分

○改定後の支給月数（一般の職員の場合）

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月（支給済）	1.275月（現行1.225月）
	勤勉手当	1.025月（支給済）	1.075月（現行1.025月）
令和7年度以降	期末手当	1.25月（前年1.225月）	1.25月（前年1.275月）
	勤勉手当	1.05月（前年1.025月）	1.05月（前年1.075月）

(3) 初任給調整手当

- ・医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ

3 実施時期

- 2（1）及び（3）：令和6年4月1日
 2（2）：令和6年12月1日（令和7年度以降の改定は、令和7年4月1日）

参 考

勧告どおり本年の民間給与との比較による給与改定が実施された場合の職員給与

改定前 (A)		改定後 (B)		差額 (B) - (A)	
月例給	年間給与	月例給	年間給与	月例給	年間給与
379,901円	6,338千円	389,498円	6,540千円	9,597円	202千円

- (注) 1 行政職 4,733人（平均年齢43.3歳 平均経験年数21.6年）の平均
 2 年間給与は月例給与とボーナスの合計

Ⅱ 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備

本県における給与制度の整備の必要性や地方公務員法の諸原則、国の給与制度のアップデートの内容等を総合的に勘案し、給与制度の整備を実施

1 措置すべき事項

(1) 給料表

- ・行政職給料表の初任給を大幅に引上げ（前記Ⅰの2（1）の公民較差を解消するための給料表引上げ改定の中で令和6年4月1日から先行実施）
- ・国の俸給表構造の見直しに準拠した給料表の改定
- ・行政職給料表8級以上の昇給制度を見直し
- ・行政職給料表以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 地域手当

- ・人事院勧告に準じて、支給地域、級地区分及び支給割合を見直し（ただし、医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員に対する支給割合は4.7%）

(3) 扶養手当

- ・次に示すとおり、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、これにより生ずる原資を用いて、子に係る扶養手当を段階的に引上げ
- ・子に係る扶養手当の引上げの一部は、本年の公民較差の配分の中で令和6年4月1日に遡及して先行実施

<各年度における扶養手当の手当額>

(単位：円)

年度		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		現行	前記Ⅰの2（1）による改定後		
扶養親族	配偶者				
	行政職給料表7級以下	6,500	6,500	3,000	(支給しない)
	行政職給料表8級	3,500	3,500	(支給しない)	(支給しない)
子		10,000	10,900	12,000	13,000

※「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」には、行政職給料表以外の給料表のこれらに相当する職務の級を含む。

※令和6年度の「子」に係る扶養手当額10,900円は、前記Ⅰの2（1）により令和6年4月1日に遡及して改定された場合の額である。

(4) 管理職員特別勤務手当

- ・人事院勧告に準じて、平日深夜の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大
- ・危機管理統括監、特定任期付職員等も平日深夜に係る手当の支給対象とし、手当額は既に措置されている週休日等に係る手当額をふまえて設定

(5) 勤勉手当の成績率

- ・ 人事院勧告に準じて、成績率の上限を勤勉手当の平均支給月数の3倍に引上げ

(6) 特定任期付職員のボーナス制度

- ・ 人事院勧告に準じて、勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止
- ・ 期末手当及び勤勉手当の支給月数は年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期で均等になるよう規定

(7) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及び特勤勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給

2 実施時期等

- ・ 令和7年4月1日
- ・ ただし、(1)の初任給の引上げ、(3)の子に係る扶養手当の引上げの一部は令和6年4月1日から実施し、(2)の人事院勧告に準じた支給地域、級地区分及び支給割合の見直し、(3)の配偶者に係る扶養手当の廃止とその原資を使う子に係る扶養手当の引上げは、令和7年4月1日から段階的に実施

Ⅲ その他の課題

1 人材確保及び離職防止の観点からの給与面での対応

- ・ 行政課題に安定して対応していくためには、公務人材を確実に採用し、育成し、適切な人材活用に結び付けていく必要。そのため、人材確保のほか離職防止の観点も含めて、給与面において対応できないことがないか引き続き検討していく必要

2 教育職員の給与

- ・ 令和6年8月の中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」の中で、教職調整額の率の引上げ等の処遇改善について言及されており、今後、国における法律改正の動向等を注視し、対応を検討していく必要

3 人事行政諮問会議における議論をふまえた人事院の取組

- ・ 公務員人事管理のあり方について議論を行うため、人事院が人事行政諮問会議を開催。令和6年5月の中間報告では具体的な対応の方向性の一つとして「職務ベースの報酬設定、能力・実績主義の徹底」が挙げられており、今後、その動向を注視していく必要

【人事管理に関する報告】

1 人材の確保

- ・行政課題に安定して対応するために、職員の年齢構成や退職者数の変動等を考慮しながら、長期的な視点で計画的に職員を採用していく必要がある。その上で今後の採用試験の実施時期や実施方法等を検討することが必要
- ・民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材の確保も必要。今後の人材確保に向けて、採用手法、キャリア形成、給与等のあり方について一体的に検討を進め、転職者を積極的に受け入れる体制を整えることが必要
- ・若手職員の離職者数が増加傾向。若手職員の意識をふまえた人材育成や対話を通じたマネジメント、よりよい勤務環境の確保、処遇の改善等多角的に対応することが重要
- ・教員や警察官についても、勤務環境の整備などを通じて、志望者を増やし、人材の確保につなげる必要がある

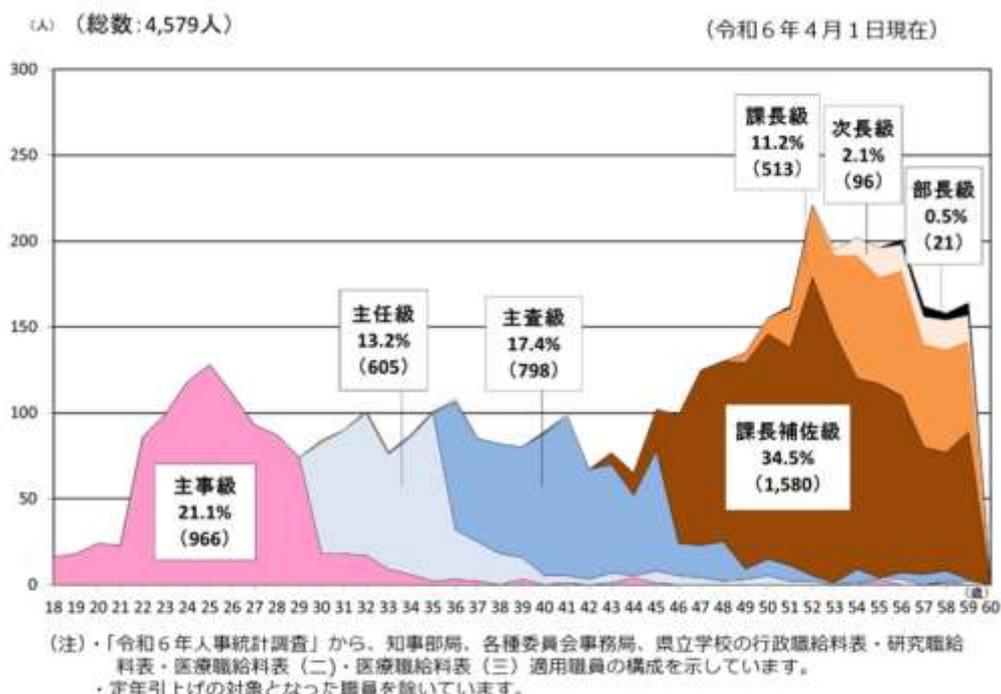
2 適切な人材活用等による組織力の向上

(1) 組織全体で取り組む人材育成

ア 若手・中堅職員の人材育成

- ・若手・中堅職員は、自身が早期にマネジメントを行う立場となることを十分に自覚し、今後組織の中で必要な能力や積むべき経験について、主体的に考え学んでいくことが重要
- ・教員については、管理職選考試験の受験者を確保することが課題であり、管理職員となる人材を育成するための取組が必要

【年齢・職級別職員構成】



イ 能力や適性に基づいた人材育成

- ・性別や家庭の事情等に係る先入観や固定概念にとらわれることなく、全ての職員が幅広い業務経験を積めるよう人事配置を工夫するとともに、前向きに管理職員をめざすことができる環境を作ることが必要
- ・障がいのある職員が、職場に定着し、活躍することができるよう、各職員の特性等を把握し、途切れのない育成支援を行うことが必要

(2) 適切な人事評価に基づく人事管理

- ・実施にあたっては、評価者・被評価者の職員それぞれが、任命権者ごとに定められた制度の趣旨や実施方法について、十分理解することが必要
- ・職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握し、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価がなされるよう、適切に人事管理を進めることが必要

(3) 60歳を超えて働く職員の活用

- ・60歳を超える職員が培ってきた知識と経験を生かせるよう、モチベーションの維持・向上を図るとともに、適材適所の人事配置を行うことが必要
- ・60歳を迎える職員は、複雑化・高度化する行政課題に対する確に対応できるよう、スキルの維持・向上を図ることが必要

(4) DXの推進による組織力の向上

- ・年齢や役職にかかわらず、職員一人ひとりがDXの推進について当事者意識を持つことにより、より効果的に取組を推進し、組織力向上につなげていくことが重要

(5) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

- ・職員の非違行為には、厳正に対処するとともに、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、日々の業務に取り組むことが必要
- ・不適切な事務処理を防ぐために、リスクの見直し・検証を行うとともに、職員一人ひとりが日常的に意識し、リスクマネジメントに取り組むことが必要

(6) 非常勤職員に係る人事管理

- ・非常勤職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

- ・長時間労働の是正に向けて、適切なマネジメントのもと、業務の削減や合理化、業務量に応じた定数管理や柔軟で適切な人員配置等を行うことが必要

- ・環境の変化や新たな業務への適応に不安があると考えられる若手職員が、メンタルヘルス不調に陥らないよう働きかけることが重要
- (2) 学校における労務管理の推進
- ・長時間労働の是正に向けて、引き続き、県及び市町の教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進することが必要
 - ・一人ひとりの教育職員が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教育職員等と分担する「協働」へのシフトチェンジが必要不可欠
 - ・臨床心理士等の専門家からの助言もふまえ、メンタルヘルス対策がより効果的な取組になるよう進めていくことが重要
- (3) 警察における労務管理の推進
- ・管理職員が職員の心身の不調にいち早く気づくことができるよう、管理職員に対する研修を実施することが重要
 - ・職員が能力を最大限発揮できるように、勤務環境を整備していくことが重要
- (4) 柔軟かつ多様な働き方
- ・育児や介護等のさまざまな事情を抱える職員が働きやすい職場環境の整備が重要
 - ・職員一人ひとりがライフスタイルに応じて働くことができる職場環境となるよう、組織全体で人員体制や業務量の適正化を図ることが重要
- (5) ゼロ・ハラスメントの実現
- ・ハラスメントは決して許されない行為であり、貴重な人材の損失にもつながることから、組織全体で対応するべき問題ととらえることが重要
 - ・カスタマーハラスメントが社会問題となっており、行政サービス提供に支障が生じることが無いよう、職員を守る仕組みづくりが必要

第 3 節 職員に関する条例案に対する意見

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき、三重県議会から職員に適用される基準の実施、その他職員に関する条例案に対する意見を求められ、意見を提出した。

その概要は、次表のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R6.6.5 (令和 6 年 定例会)	議案 第 93 号	・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が大規模災害に対処するため災害応急作業等に従事した場合の特殊勤務手当の支給に関する規定等を整備するものであり、適当と認めます。
	議案 第 100 号	・ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が大規模災害の発生した地方公共団体に派遣され、災害応急対策に係る連絡調整の作業等に従事した場合の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R6.9.18 (令和 6 年 定例会)	議案 第 110 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 12 条は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものであり、適当と認めます。</p>
	議案 第 113 号 議案 第 115 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定等を整備するものであり、適当と認めます。</p>
R6.11.25 (令和 6 年 定例会)	議案 第 143 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、県立中学校の設置に鑑み、当該中学校に勤務する職員の給与に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。</p>
	議案 第 144 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案は、県立中学校の設置に鑑み、定義の規定を整備するものであり、適当と認めます。</p>

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R7.2.21 (令和 7 年) (定例会)	議案 第 39 号 議案 第 54 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が令和6年10月16日に行った職員の給与に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。</p>
	議案 第 40 号 議案 第 55 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。</p>

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R7.2.21 (令和 7 年) (定例会)	議案 第 41 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指導助手の報酬の額の改定を行うものであり、適当と認めます。</p>
	議案 第 42 号 議案 第 56 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定等を整備するものであり、適当と認めます。</p>
	議案 第 43 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業の規定を整理するものであり、適当と認めます。</p>

第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

1 規則の制定、改廃状況

令和6年度に人事委員会が制定、改廃した人事委員会規則は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 2-0	R6.11.19 (R6.11.19)	三重県人事委員会議事 規則の一部を改正する 規則	人事委員会の開催方法の見直しに 伴い、規定の整備を行った。
人委細則 11-1-1	R7.3.14 (R7.6.1)	公平審理の手續等に関 する細則の一部を改正 する細則	刑法等の一部を改正する法律の施 行に伴い規定の整備を行った。
人委規則 9-0	R7.3.21 (R7.4.1)	職員の定年等に関する 規則の一部を改正する 規則	三重県立中学校条例に基づく夜間 中学校の設置に伴い規定の整備を 行った。
人委規則 13-2	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の勤務時間、休暇 等に関する規則の一部 を改正する規則	子の年齢に応じた柔軟な働き方を 実現するための措置の拡充に伴い 規定の整備を行った。
共同規則 平成7年 第4号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の勤務時 間、休暇等に関する規 則の一部を改正する規 則	子の年齢に応じた柔軟な働き方を 実現するための措置の拡充に伴い 規定の整備を行った。
人委規則 12-4	R7.3.28 (R7.4.1)	管理職員等の範囲を定 める規則の一部を改正 する規則	組織改正に伴い、所要の改正を行 った。

(2) 任用関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
		該当なし	

(3) 給与関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-4	R6.7.5 ①については R6.7.5 施行 R6.1.1 適用 ②については R6.7.5 施行	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	①災害応急作業等手当の支給対象 となる業務、手当の額等を定め た。 ②その他規定の整備を行った。
共同規則 昭和 30 年 第 2 号	R6.7.5 ①については R6.7.5 施行 R6.1.1 適用 ②については R6.7.5 施行	公立学校職員の特殊勤 務手当に関する規則の 一部を改正する規則	①災害応急作業等手当の支給対象 となる業務、手当の額等を定め た。 ②その他規定の整備を行った。
人委規則 7-4	R6.11.29 (R6.9.21)	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	令和 6 年奥能登豪雨災害の発生に 鑑み、規定の整備を行った。
共同規則 令和 6 年 第 3 号	R6.12.24 (R7.4.1)	県立中学校の設置に伴 う関係規則の整備に関 する規則	下記の人事委員会・教育委員会共 同規則について、規定の整備を行 った。 (一部改正した規則) ①公立学校職員の特殊勤務手当に 関する規則 ②公立学校職員の給料および手当 の支給に関する規則 ③公立学校職員の初任給、昇格、 昇給等の基準に関する規則 ④公立学校職員の義務教育等教員 特別手当に関する規則 ⑤公立学校の会計年度任用職員の 報酬等に関する規則
人委規則 7-12	R7.3.11 (R7.3.24)	職員の管理職手当に関 する規則の一部を改正 する規則	警察の組織改編による職の新設等 に伴い、規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-75	R7.3.11 (R7.3.24)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	警察の組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-27	R7.3.25 (R6.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医療職給料表（一）の改定による医師及び歯科医師に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、職員の区分及び期間の区分に応じた支給額を国に準じて改定した。
人委規則 7-16	R7.3.25 (①については R7.3.25 施行 R6.12.1 適用 ②については R7.4.1 施行)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の成績率の上限を次のとおり改め、令和7年6月期より特定任期付職員にも勤勉手当を支給することについて、規定の整備を行った。 ①令和6年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
共同規則 昭和39年 第2号	R7.3.25 (①については R7.3.25 施行 R6.12.1 適用 ②については R7.4.1 施行)	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	①令和6年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
人委規則 7-77	R7.3.25 (①①及び②) については R7.3.25 施行 (1)①は R6.12.1 適用 (1)②については R7.4.1 施行)	会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	(1)勤勉手当の成績率の上限について、次のとおり規定の整備を行った。 ①令和6年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 (2)その他規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 令和元年 第 5 号	R7.3.25 (1)①及び(2) については R7.3.25 施行 (1)①は R6.12.1 適用 (1)②について は R7.4.1 施行	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	(1)勤勉手当の成績率の上限について、次のとおり規定の整備を行った。 ①令和 6 年 12 月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和 7 年 6 月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 (2)その他規定の整備を行った。
人委規則 7-7	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	①行政職 8 級以上の職員等の昇給号給数を改正した。 ②昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正した。
共同規則 昭和 45 年 第 21 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正した。
共同規則 昭和 50 年 第 10 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、職務の級及び号給ごとに定める義務教育等教員特別手当の月額を改正した。
人委規則 7-23	R7.3.25 (R7.4.1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	①級地区分の見直しに伴い、支給地域等を改正した。 ②令和 10 年 3 月 31 日までの段階的見直し期間における経過措置を規定した。
共同規則 平成 18 年 第 2 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	①級地区分の見直しに伴い、支給地域等を改正した。 ②令和 10 年 3 月 31 日までの段階的見直し期間における経過措置を規定した。
人委規則 7-2	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	①扶養手当の支給に係る規定を削った。 ②その他規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-83	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の扶養手当に関する規則	扶養手当に係る扶養親族の範囲、届出、認定等について規定した。
共同規則 昭和 30 年 第 3 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	扶養手当に係る扶養親族の範囲、届出、認定等について規定した。
人委規則 7-8	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	①通勤手当の支給上限額を改正した。 ②特急等の利用の基準を改正した。 ③特急料金等に係る通勤手当の支給額を改正した。 ④その他規定の整備を行った。
共同規則 昭和 35 年 第 1 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	①通勤手当の支給上限額を改正した。 ②特急等の利用の基準を改正した。 ③特急料金等に係る通勤手当の支給額を改正した。 ④その他規定の整備を行った。
人委規則 7-50	R7.3.25 (R7.4.1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	①危機管理統括監等の平日深夜勤務に係る手当額について規定した。 ②割増し規定の整備を行った。 ③併給禁止規定の整備を行った。 ④その他規定の整備を行った。
人委規則 7-30	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	①新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する手当の具体的な額の算出方法を規定した。 ②特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについての規定の整備を行った。 ③その他規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 昭和 30 年 第 4 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	①管理職員特別勤務手当の支給に関する規定の整備を行った。 ②小学校の廃校に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-28	R7.3.25 (R7.4.1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	①権衡職員として、定年前再任用短時間勤務職員に手当が支給されるよう規定の整備を行った。 ②手当支給喪失日の特例について規定した。 ③その他規定の整備を行った。
共同規則 昭和 49 年 第 14 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	①権衡職員として、定年前再任用短時間勤務職員に手当が支給されるよう規定の整備を行った。 ②手当支給喪失日の特例について規定した。 ③その他規定の整備を行った。
人委規則 7-49	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	①手当支給喪失日の特例について規定した。 ②その他規定の整備を行った。
共同規則 平成 2 年 第 1 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	①手当支給喪失日の特例について規定した。 ②その他規定の整備を行った。
人委規則 6-8	R7.3.25 (R7.4.1)	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	特定任期付職員の業績手当に係る規定を削った。
人委規則 7-1	R7.3.25 (①については R7.3.25 施行 ②については R7.4.1 施行 ③については R7.6.1 施行)	三重県職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	①様式の押印を廃止した。 ②引用条項の整備及び様式を削除した。 ③様式に規定されている「禁錮」を「拘禁刑」に改めた。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 昭和 30 年 第 1 号	R7.3.25 ①については R7.3.25 施行 ②については R7.4.1 施行 ③については R7.6.1 施行	公立学校職員の退職手 当に関する条例施行規 則の一部を改正する規 則	①様式の押印を廃止した。 ②引用条項の整備及び様式を削除 した。 ③様式に規定されている「禁錮」 を「拘禁刑」に改めた。
人委規則 7-80	R7.3.25 (R7.4.1)	職員の定年の引上げ等 に伴う関係人事委員会 規則の整備に関する規 則の一部を改正する規 則	引用条項を整理した。
共同規則 令和 7 年 第 1 号	R7.3.25 (R7.4.1)	地方公務員法の一部を 改正する法律の一部改 正に伴う関係規則の整 理に関する規則	下記の人事委員会・教育委員会共 同規則について、規定の整備を行 った。 (一部改正した規則) ①公立学校職員の定年の引上げ等 に伴う関係規則の整備に関する 規則 ②公立学校職員の勤務時間、休暇 等に関する規則の一部を改正す る規則 ③公立学校職員の給料および手当 の支給に関する規則 ④令和 4 年改正給与条例附則第 4 項から第 6 項までの規定による 給料に関する規則 ⑤県立中学校の設置に伴う関係規 則の整備に関する規則
共同規則 昭和 30 年 第 2 号	R7.3.25 (R7.4.1)	公立学校職員の特殊勤 務手当に関する規則の 一部を改正する規則	(1)兼務手当の対象に、次の場合 を加えた。 ①高等学校の教育職員が兼務に より夜間に授業を行う中学校 の授業を行う場合

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
			②夜間に授業を行う中学校の教育職員が兼務により高等学校の授業を行う場合 (2)その他規定の整備を行った。
人委規則 7-12	R7.3.28 (R7.4.1)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-75	R7.3.28 (R7.4.1)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。

2 通知の制定、改廃状況

令和6年度に人事委員会が制定、改廃した任命権者あての規則の運用等に関する通知は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 249 号	R7.3.26 (R7.4.1)	「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用方針について」の一部改正	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 271 号	R7.3.26 (R7.4.1)	「育児休業等の運用について」の一部改正	地方公務員等共済組合法の改正に伴い規定の整備を行った。

(2) 任用関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
		該当なし	

(3) 給与関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 66 号	R6.7.5 (①については R6.7.5 施行 R6.1.1 適用 ②については R6.7.5 施行)	「職員の特殊勤務手当 に関する規則の運用に ついて」の一部改正	①災害応急作業等手当に係る用語 の定義等を規定した。 ②その他規定の整備を行った
人委 第 140 号	R6.11.5 (R6.11.5)	「職員の初任給、昇 格、昇給等の基準に関 する規則の運用につい て」の一部改正	育休代替任期付職員（資格免許 職）の募集に鑑み、規定の整備を 行った。
人委 第 229 号	R7.3.11 (R7.3.24)	「職員の管理職手当に 関する規則の運用につ いて」の一部改正	警察の組織改編に伴い、規定の整 備を行った。
人委 第 255 号	R7.3.25 (R7.4.1)	「三重県職員退職手当 支給条例施行規則の運 用について」の全部改 正	退職手当の基本額の算定について 職員間の均衡に鑑み、規定の整備 を行った。
人委 第 264 号	R7.3.25 (R7.4.1)	「令和 7 年改正給与条 例附則第 6 項及び第 7 項の規定に基づく号給 の切替え及び号給の調 整について」の制定	職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の施行に伴い、規 定の整備を行った。
人委 第 266 号	R7.3.25 (R7.4.1)	「扶養手当の運用につ いて」の制定	職員の扶養手当に関する規則の制 定に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 268 号	R7.3.25 (R7.4.1) (①については R7.3.25 施行)	職員の給与に関する条 例の一部改正等に伴う 関係規則の一部を改正 する規則の施行等に伴 う関係人事委員会委員 長通知の一部改正	下記の人事委員会委員長通知につ いて、規定の整備を行った。 (一部改正した通知) ①職員の通勤手当に関する規則の 実施について ②職員の給与の支給に関する規則 の運用について ③職員の初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規則の運用につい て

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
			④住居手当の運用について ⑤特地勤務手当等の運用について ⑥職員の単身赴任手当に関する規則の運用について ⑦管理職員特別勤務手当の運用について ⑧一般職の任期付職員の採用等の運用について ⑨地域手当に関する規則の運用について ⑩復職時等における号給の調整の運用について ⑪会計年度任用職員の報酬等に関する規則の運用について ⑫給与条例附則第 26 項、第 28 項、第 30 項又は第 31 項の規定による給料に関する規則の運用について
人委 第 254 号	R7.3.28 (R7.4.1)	「職員の管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正	知事部局の組織改編に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 278 号	R7.3.28 (R7.6.1)	「退職手当の支払の差止処分等に関する規定の運用について」の一部改正	刑法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。
人委 第 279 号	R7.3.28 (R7.6.1)	「職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用について」の一部改正	刑法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。

第 5 節 年間事業等の概要

令和 6 年度における人事委員会の事業等の概要は次表のとおりである。

年月日	事 業 等 の 概 要
R 6. 4.1	<p>人事異動 新規採用者辞令交付式（県庁講堂）</p> <p>4 令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木（早期枠）第1次試験実施（4/17まで）</p> <p>11 第1583回人事委員会定例会議（委員会室）</p> <p>22 令和6年職種別民間給与実態調査（6/14まで）</p> <p>23 第1584回人事委員会定例会議（委員会室）</p> <p>25 令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木（早期枠）第1次試験合格者発表</p>
R 6. 5.7	<p>令和6年度三重県職員採用候補者A試験申込受付（5/29まで）</p> <p>令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木申込受付（5/29まで）</p> <p>12 令和6年度警察官A採用候補者試験（1回目）第1次試験実施（三重県警察学校）</p> <p>13 令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木（早期枠）第2次試験実施（吉田山会館） (5/15まで)</p> <p>19 選考試験実施（吉田山会館他）</p> <p>27 第1585回人事委員会定例会議（委員会室）</p> <p>28 令和6年度東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長会議地区別会議（書面開催）</p> <p>29 令和6年度警察官A採用候補者試験（1回目）第1次試験合格者発表 令和6年度三重県職員採用候補者A試験総合土木（早期枠）最終合格者発表</p>
R 6. 6.5	<p>第1586回人事委員会定例会議（委員会室）</p> <p>11 令和6年度警察官A採用候補者試験（1回目）第2次試験実施（県庁講堂他）（6/26まで）</p> <p>16 令和6年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験実施（津高校） 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木第1次試験実施（津高校）</p> <p>25 第1587回人事委員会定例会議（委員会室）</p> <p>27 第132回全国人事委員会連合会総会 令和6年度近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（書面開催）</p>

年月日	事業等の概要
R 6. 7.1 3 8 13 14 16 18 19 21	第1588回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験合格者発表 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木第1次試験合格者発表 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（7/9まで） 令和6年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施（県庁講堂他）（7/29まで） 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木第2次試験実施（県庁講堂他）（7/25まで） 選考試験実施（吉田山会館他） 第1589回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度警察官A採用候補者試験（1回目）最終合格者発表 令和6年度警察官A採用候補者試験（2回目）申込受付（8/26まで） 令和6年度警察官B採用候補者試験申込受付（8/26まで） 令和6年度三重県職員採用候補者B試験申込受付（8/26まで） 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者B試験申込受付（8/26まで） 令和6年度三重県職員採用候補者C試験申込受付（8/26まで） 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者C試験申込受付（8/26まで） 令和6年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）申込受付（8/29まで） 令和6年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験申込受付（8/29まで） 選考試験実施（吉田山会館）
R 6. 8.7 9 16 21 23	第1590回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度三重県職員採用候補者A試験最終合格者発表 令和6年度三重県職員採用候補者B試験総合土木最終合格者発表 人事院勧告説明会（Web開催） 第1591回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考申込受付（9/24まで）
R 6. 9.2 3 11 18 22	第1592回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験第1次試験実施（9/29まで） 第1593回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議（Web開催） 第1594回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度警察官A採用候補者試験（2回目）第1次試験実施（三重県警察学校） 令和6年度警察官B採用候補者試験第1次試験実施（三重県警察学校他）

年月日	事業等の概要
R6. 11.19 20 25 27	令和6年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第1次選考合格者発表 令和6年度三重県職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和6年度三重県職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和6年度市町立小中学校職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和6年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験最終合格者発表 第1599回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）最終合格者発表 令和6年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第2次選考実施（津庁舎）（11/29まで）
R6. 12.3 5 19 20 21 26	第1600回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度警察官A採用候補者試験（2回目）最終合格者発表 令和6年度警察官B採用候補者試験最終合格者発表 令和6年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考最終合格者発表 第1601回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県庁おしごと説明会in三重（勤労者福祉会館） 三重県庁ご家族向けオンライン就職説明会 三重県庁現場説明会（伊勢庁舎）
R7. 1.12 17 23 30	選考試験実施（吉田山会館） 令和6年度東海北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（書面開催） 第1602回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（Web開催）
R7. 2.2 7 8 20 21 27	選考試験実施（吉田山会館他） 第1603回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県職員等採用試験説明会（勤労者福祉会館・Web開催） 第1604回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県職員ガイダンス（県庁） 三重県職員ガイダンス（津庁舎他）

年月日	事業等の概要
R7. 3.10 17 18 24	第1605回人事委員会定例会議（委員会室） 第1606回人事委員会定例会議（委員会室） 令和6年度東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会（書面開催） 第1607回人事委員会定例会議（委員会室）

第6節 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は次表のとおりである。

1 全国人事委員会連合会関係

(1) 全国人事委員会連合会総会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R6.6.27	第132回総会	1 令和5年度決算について 2 令和6年度事業計画案及び予算案について 3 第133回総会について

2 東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長会議及び事務局長会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R6.5.28 書面開催	令和6年度 東海・北陸人事委員会協議会 委員長・事務局長 会議地区別会議	令和5年度事業報告及び決算について
R6.9.11 Web開催	令和6年度 東海・北陸人事委員会協議会 事務局長会議	令和6年給与勧告等の対応について

(2) 公平・労基事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R7.1.30 Web開催	令和6年度 東海・北陸人事委員会協議会 公平・労基事務専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 苦情相談の処理方法について 2 処分量定の加重による懲戒免職について 3 審査請求における審理の迅速化について 4 審査請求に係る裁決結果の伝達方法について 5 衛生推進者の選任について 6 労働基準監督権に基づく事業所調査の実施方法について 7 特定機械や有機溶剤等に関する事業所調査の実施状況について 8 労働基準監督機関としての是正指導について

(3) 任用事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R7.3.18 書面開催	令和6年度 東海・北陸人事委員会協議会 任用事務専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 職務経験者向けの採用広報活動の実施状況について 2 採用ナビゲーター制度（希望の日時に職員と交流できる制度）について 3 共同採用方式を活用した試験の実施等市町村への支援状況について 4 職員の選考の委任状況について

(4) 給与事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R7.1.17 書面開催	令和6年度 東海・北陸人事委員会協議会 給与事務専門部会	給与勉強会 (給与制度等に関する意見交換について)

3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長合同会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R6.6.27 書面開催	令和6年度 近畿、東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長 合同会議	1 大卒程度の採用試験における人材確保 について 2 社会人(経験者)採用の広報について 3 民間企業等での在職経験がある採用予 定者の処遇について 4 人事院において予定されている「地域 手当の大きくくり化」に向けた各団体の 地域手当の見直しの検討状況等につい て

4 その他

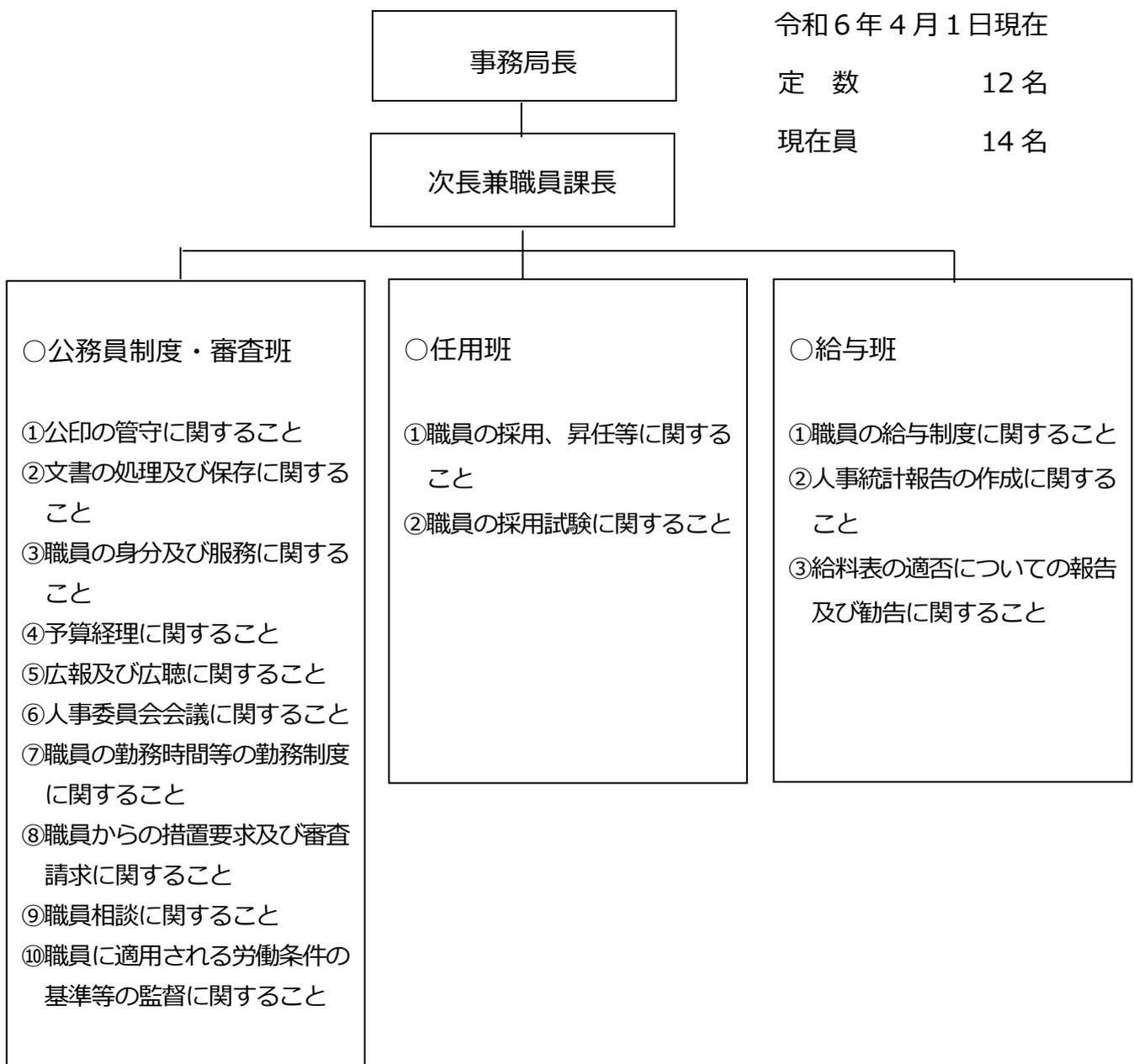
(1) 職員採用関係

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R6.10.22 Web開催	三重県庁魅力発見 オンライン講座	1 県の業務概要説明「三重県職員の基礎知識」 2 先輩職員による講演「三重県庁の魅力って!?いま、公務員として、地方で、県で、働くことの意味」 3 若手職員トークセッション
R7.2.8 対面及び Web開催	三重県職員等 採用試験説明会	1 試験制度の説明 2 先輩職員による職種紹介 3 個別相談

第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等

1 組織及び事務分掌

人事委員会事務局の組織・職員の定数及び配置状況並びに事務分掌は、次のとおりである。



2 歳入歳出予算・決算の概要

人事委員会事務局の歳入歳出予算及び決算の概要は、次表のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円)

区分 予算科目	令和5年度		令和6年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
第7款 分担金及び負担金	0	0	255,000	255,125
第2項 負担金	0	0	255,000	255,125
第6目 総務費負担金	0	0	255,000	255,125
災害救助費負担金	0	0	255,000	255,125
第12款 繰入金	1,515,000	1,515,000	0	0
第2項 基金繰入金	1,515,000	1,515,000	0	0
第1目 基金繰入金	1,515,000	1,515,000	0	0
基金繰入金	1,515,000	1,515,000	0	0
第14款 諸収入	76,000	82,166	84,000	87,500
第5項 受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
第1目 総務関係受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
公平事務受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
第8項 雑入	62,000	68,166	70,000	73,500
第2目 雑入	62,000	68,166	70,000	73,500
雑入	62,000	68,166	70,000	73,500

(2) 歳出（予算科目 第2款総務費、第9項人事委員会費、第1目人事委員会費）

(単位：円)

区 分 予算科目	令和5年度		令和6年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
目 人事委員会費	122,478,000	120,451,044	126,821,000	124,770,829
報 酬	8,001,000	7,779,580	8,403,000	7,988,410
給 料	48,956,000	48,953,845	49,355,000	49,012,800
職員手当等	35,707,000	35,239,776	35,541,000	35,306,011
扶養手当	759,000	758,476	1,420,820	1,420,820
通勤手当	1,466,000	1,447,930	1,536,000	1,521,990
期末勤勉手当	23,226,000	23,225,110	23,832,000	23,817,891
時間外勤務手当	4,730,000	4,395,433	3,432,708	3,287,474
管理職手当	2,111,000	2,110,800	2,111,000	2,110,800
管理職特別勤務手当	19,000	0	28,000	17,000
特殊勤務手当	0	0	9,000	8,640
休日勤務手当	82,000	17,500	13,472	13,472
地域手当	2,437,000	2,435,618	2,486,000	2,469,524
住居手当	877,000	848,909	672,000	638,400
共 済 費	17,170,000	17,126,120	17,715,000	17,390,044
共済負担金	16,737,000	16,717,735	17,132,000	16,859,814
社会保険料	433,000	408,385	583,000	530,230
報 償 費	12,000	4,500	12,000	0
旅 費	956,000	547,193	998,000	728,506
交 際 費	20,000	0	20,000	0
需 用 費	3,231,000	2,949,274	2,346,000	2,094,954
消耗品費	1,685,000	1,572,355	1,227,000	1,050,812
印刷製本費	1,544,000	1,376,919	1,117,000	1,044,142
修繕料	2,000	0	2,000	0
役 務 費	867,000	745,584	758,000	685,633
通信運搬費	788,000	683,532	700,000	645,903
手数料	55,000	52,052	33,000	32,230
傷害保険料	24,000	10,000	25,000	7,500
委 託 料	3,325,000	3,086,694	7,984,801	7,936,632
使用料及び賃借料	1,533,000	1,366,978	1,025,199	998,339
備品購入費	121,000	82,500	150,000	126,500
負担金補助及び交付金	2,579,000	2,569,000	2,513,000	2,503,000

(3) 事業細目別歳出

(単位：円)

区 分 予算科目	令和5年度		令和6年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
人事委員会費	122,478,000	120,451,044	126,821,000	124,770,829
総務費	111,298,000	110,383,763	112,657,000	111,137,006
調査費	710,000	654,386	620,000	471,307
試験実施費	10,180,000	9,201,572	13,315,000	12,980,672
審査費	290,000	211,323	229,000	181,844

第2章 公務員制度・審査関係業務

第1節 公平審査

1 措置要求

令和6年度においては、次表のとおり、勤務条件に関する新たな措置要求事案が4件あった。

区分	R6.3.31 現在の未処理 件数	R6.4.1～ R7.3.31 の措置要求 件数	R6.4.1～ R7.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R7.3.31 現在の未処理 件数
				R6.3.31 現在の 未処理件数 にかかる 処理件数	R6.4.1～ R7.3.31 の措置要求 にかかる 処理件数	
給与						
旅費						
勤務時間		2	2		2	
休暇						
執務環境		1	1		1	
厚生福利						
転任						
その他		1	1		1	
合計		4	4		4	

2 審査請求

令和6年度においては、次表のとおり、不利益処分に関する新たな審査請求事案が2件あった。

区分	R6.3.31 現在の未処理 件数	R6.4.1～ R7.3.31 の審査請求 件数	R6.4.1～ R7.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R7.3.31 現在の未処理 件数
				R6.3.31 現在の 未処理件数 にかかる 処理件数	R6.4.1～ R7.3.31 の審査請求 にかかる 処理件数	
分 限 処 分	降給					
	降任					
	休職					
	免職					
懲 戒 処 分	戒告					
	減給		2	2		2
	停職					
	免職	1				1
転任						
その他						
合計	1	2	2		2	1

第 2 節 勤務条件

1 職務専念義務免除

令和 6 年度において、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 29 年三重県人事委員会規則 12-3）第 2 条第 11 号及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第 4 号）第 14 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、職務専念義務の免除又は福利厚生等休暇を承認した事例はない。

第3節 職員団体

1 職員団体の登録

地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・非法人の別	役員数	登録年月日	登録番号
三重県職員労働組合	津市広明町 13番地	中央執行委員長 鳥羽 幸也	非法人	23名	S41.10.12	1
三重県教職員組合	津市桜橋2丁目 142番地	中央執行委員長 山門 真	法人	14名	S41.10.12	2
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	津市寿町7-50 みえ労連内	執行委員長 鍋屋 善史	非法人	9名	H17.5.25	3
四日市港管理組合 労働組合	四日市市 霞二丁目 1番地の1	執行委員長 松下 大輔	非法人	10名	H22.7.12	4
三重県職員現業評議会	津市広明町 13番地	議長 林 裕記	非法人	9名	H29.10.1	5
三重部活動問題 レジスタンス	四日市市川島町 6200-185	委員長 長谷川 祐希	非法人	4名	R4.5.26	6

2 職員団体の登録事項変更届出

令和6年度、地方公務員法第53条第9項の規定に基づく職員団体における登録事項の変更
手続の提出は次表のとおりである。

職員団体名	変更の内容	申請年月日	登録年月日
三重県職員労働組合	役員の変更	R6.4.1	R6.4.11
三重県教職員組合	役員の変更	R6.4.1	R6.4.11
四日市港管理組合 労働組合	役員の変更	R6.4.1	R6.4.11
三重県職員現業評議会	役員の変更	R6.4.8	R6.4.11
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	役員の変更	R6.9.8 R7.1.2	R6.9.30 R7.1.23
三重部活動問題 レジスタンス	役員の変更	R7.1.2	R7.1.23

3 管理職員等の範囲の表

地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、人事委員会により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等の範囲を定めている。令和 7 年 3 月 28 日に公布した管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

適用 年月日	内 容	
R7.4.1	本 庁	議会事務局 事務局長 次長 課長 調整監 政策法務監 副参事 総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（議長及び副議長の秘書並びに人事担当のものに限る。）
	本 庁	知事部局 危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 子ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 中小企業・経営改革推進総括監 インバウンド誘客総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 人権監 消費生活監 ごみ処理広域化推進監 農林水産政策・輸出促進監 中小企業・経営改革推進監 建設企画監 建築審査監 検査監 部の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当のものに限る。） 総務部法務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容		
R7.4.1	本 庁	出納局	会計管理者 出納局長 副局長 課長 専門監 会計支援監 出納総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（ 人事担当のものに限る。）
	本 庁	教育委員会 事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課 長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防 災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（法令及び教育長秘書 担当のものに限る。） 教育政策課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（教育改革担当のものに限 る。） 教職員課班長、主幹、係長、主査、主任、主事 及び技師（人事、組織、採用及び法令担当のものに限 る。） 福利・給与課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（給与担当のものに限る。） 市町教育支 援・人事担当主幹、主査、主任及び主事
	本 庁	選挙管理委 員会事務局	書記長
	本 庁	人事委員会 事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査 主任 主 事及び技師
	本 庁	監査委員事 務局	事務局長 次長 課長 班長、監査主幹、係長又は監査主 査（人事担当のものに限る。）
	本 庁	労働委員会 事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査
	本 庁	海区漁業調 整委員会事 務局	事務局長 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容	
R7.4.1	地域機関	<p>地域防災総合事務所 所長 副所長 室長 人権啓発監 副参事 専門監</p> <p>地域活性化局 局長 副局長 室長 人権啓発監 副参事 専門監</p> <p>消防学校 校長 副校長 副参事</p> <p>東京事務所 所長 副所長</p> <p>県税事務所 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>自動車税事務所 所長 副所長</p> <p>保健所 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>福祉事務所 所長 副参事 専門監</p> <p>児童相談所 所長 副所長 室長 副参事</p> <p>食肉衛生検査所 所長 副所長 副参事</p> <p>動物愛護推進センター 所長</p> <p>保健環境研究所 所長 室長 精度管理監 総括研究員 副参事</p> <p>女性相談支援センター 所長</p> <p>国児学園 園長 副園長</p> <p>障害者相談支援センター 所長 副参事</p> <p>子ども心身発達医療センター センター長 副センター長 部長 副参事</p> <p>公衆衛生学院 院長 事務長</p> <p>こころの健康センター 所長 副所長 副参事 専門監</p> <p>人権センター 所長 副所長 副参事</p> <p>図書館 館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>総合博物館 館長 副館長 室長 専門監 副参事</p> <p>美術館 館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>斎宮歴史博物館 館長 専門監 副参事</p> <p>農林水産事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>農林事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>農政事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>病害虫防除所 所長 副所長</p> <p>家畜保健衛生所 所長 副所長 副参事 支所長</p> <p>農業研究所 所長 副所長 総括研究員 副参事 室長</p> <p>畜産研究所 所長 研究管理監 総括研究員 副参事</p>

適用 年月日	内 容	
R7.4.1	地域機関	<p>林業研究所 水産研究所 中央農業改良普及センター 農業大学校 関西事務所 計量検定所 工業研究所 高等技術学校 建設事務所 流域下水道事務所 教育支援事務所 埋蔵文化財センター 高等学校 特別支援学校 中学校</p>

所長 研究管理監 林業人材育成推進監 総括研究員 副参事
 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長
 所長 副所長 室長 副参事
 校長 副校長 教授
 所長 副所長
 所長
 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長
 校長 副参事 教頭 事務長
 所長 副所長 室長 副参事 専門監 技術管理監
 所長 副所長 室長 副参事 専門監
 所長
 所長 副所長 副参事
 校長 教頭 事務長 船長
 校長 教頭 事務長
 校長 教頭

第4節 公平委員会の事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、昭和41年から四日市港管理組合の公平事務の委託を受けている。

令和6年度においては、当委員会に対して、四日市港管理組合職員から措置要求、審査請求の申請、職員相談はいずれもされなかった。

また、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則により四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定めているが、令和6年度においては改正を行っていない。

なお、令和7年3月31日現在における四日市港管理組合の管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

機 関	職
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
管理者の事務部局	部長 理事 次長 参事 会計管理者 課(室)長 調整監 港湾施設管理監 副参事 検査監 総務課で人事、給与制度、 予算及び庁舎管理を担当する副課長並びに人事及び給与制度を 担当する主査、主任及び主事

第5節 労働基準監督

地方公務員法第8条第1項及び第58条第5項の規定に基づき、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の概要は次のとおりである。

1 勤務環境に関する実態調査

職員を取り巻く勤務環境の実態を把握するとともに、県の事業所における勤務条件の適正化及び職員の安全衛生の確保を図ることを目的として調査を実施した。

(1)調査の概要

- ・「状況調査」任命権者に対して、人事委員会報告で言及した主な課題に係る取組状況及び労働基準法、労働安全衛生法の周知や適用状況を確認。
- ・「事業所調査」事業所に対して、職員の勤務状況及び労働安全衛生に係る取組状況等について確認。

(2)調査対象

知事部局（各種委員会を含む）、教育委員会、警察本部

(3)調査実績

令和4年度 調査数 状況調査6回、事業所調査3か所
令和5年度 調査数 状況調査8回、事業所調査12か所
令和6年度 調査数 状況調査8回、事業所調査12か所

2 号別決定

(1)人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和7年3月31日現在)

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
12	消防学校、保健環境研究所、工業研究所、公衆衛生学院、高等技術学校、農業大学校、埋蔵文化財センター、図書館、総合博物館、斎宮歴史博物館、美術館、県立高等学校、特別支援学校、警察学校

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
官公署の 事業 (別表第1に 掲げる事業 を除く。)	知事部局の各部局、地域防災総合事務所、地域活性化局、県税事務所、自動車税事務所、福祉事務所、児童相談所（一時保護課を除く。）、農林水産事務所、農林事務所、農政事務所、家畜保健衛生所、建設事務所、流域下水道事務所、食肉衛生検査所、計量検定所、病害虫防除所、東京事務所、関西事務所、女性相談支援センター、障害者相談支援センター、人権センター、中央農業改良普及センター、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、教育支援事務所、警察本部各課室隊所、運転免許センター、警察署

(2)労働基準監督署が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和7年3月31日現在)

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
1	警察車両整備工場
6	林業研究所、農業研究所
7	畜産研究所、水産研究所
13	保健所、児童相談所（一時保護課に限る。）、動物愛護推進センター、国児学園、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター

3 貯蓄金管理状況報告（労働基準法第18条）

貯蓄金管理状況報告書		使用者	貯蓄金管理協定書	
届出年月日	受理年月日		届出年月日	受理年月日
R6.4.24	R6.4.24	県教育委員会	S47.1.20	S47.1.25

4 ボイラー等性能検査（労働安全衛生法第41条）

事業所名	検査対象		検査日	有効期間	備考
	ボイラー	第一種 圧力容器			
総合博物館		1	R6.9.27	R6.10.21～R7.10.20	107-1号
工業研究所 金属研究室	1		R6.10.30	R6.11.24～R7.11.23	65号
工業研究所 窯業研究室		1	R7.3.3	R7.3.24～R8.3.23	99-1号
保健環境 研究所		1	R6.4.5	R6.4.16～R7.4.15	100-1号
		1	R6.6.4	R6.6.14～R7.6.13	102号
桑名工業 高等学校	1		休止中	休止期間 R5.5.24～R8.5.23	103号
四日市農芸 高等学校		1	R7.3.12	R7.4.8～R8.4.7	58号
		1	R7.3.12	R7.4.13～R8.4.12	98号
四日市工業 高等学校	1		R6.4.25	R6.5.26～R7.5.25	101号
久居農林 高等学校		1	休止中	休止期間 R6.1.26～R9.1.25	54号
水産高等 学校	1		R7.2.7	R7.2.16～R8.2.15	78号
		1	R7.3.4	R7.3.28～R8.3.27	70号
伊賀白鳳 高等学校	1		R7.2.28	R7.3.8～R8.3.7	79-1号
		1	R6.4.12	R6.4.24～R7.4.23	106-1号
伊勢警察署	1		R6.7.24	R6.8.11～R7.8.10	69号

ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査については、（一社）日本ボイラ協会中部検査事務所が実施している。

5 ボイラー等設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象		受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	ボイラー	第 一 種 圧力容器			
該当なし					

6 ボイラー等廃止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 48 条・第 83 条）

事業所名	廃止されたボイラー等の 数		検 査 証 が 返還された日	備 考
	ボイラー	第 一 種 圧力容器		
工業研究所窯業研究室		1	R6.7.31	

7 ボイラー等休止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 45 条・第 80 条）

事業所名	休止されたボイラー等の数		受 理 年 月 日	休止期間
	ボイラー	第 一 種 圧力容器		
該当なし				

8 クレーン設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象	受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	クレーン			
該当なし				

第3章 任用関係業務

第1節 採用試験

令和6年度においては、三重県職員採用候補者 A・B・C 試験、三重県職員採用候補者 A 試験総合土木（早期枠）、三重県職員採用候補者 A 試験（秋季）、三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験、三重県警察官 A・B 採用候補者試験、市町立小中学校職員採用候補者 B・C 試験を実施した。

試験の種類	概要
三重県職員採用候補者 A 試験	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 A 試験 総合土木（早期枠）	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験 従来の A 試験よりも試験や合格発表を早期に行う試験
三重県職員採用候補者 B 試験	試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 C 試験	試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 A 試験 （秋季）	職務経験の有無に関わらず、就職氷河期世代も受験可能な採用試験
三重県職員採用候補者民間企業 等職務経験者試験	民間企業等での職務経験を通じて、即戦力として活躍できる人材を求める採用試験
三重県警察官採用候補者試験	巡査を採用するために行う採用試験 大学卒業及び卒業見込みの人を対象とした警察官 A 採用候補者試験を2回に分けて実施するとともに、警察官 A の学歴要件に該当しない人を対象とした警察官 B 採用候補者試験を実施。（大阪府からの依頼により、A 試験1回目は2府県の共同試験として実施。）
市町立小中学校職員採用候補者 B 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
市町立小中学校職員採用候補者 C 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験

各試験の受験資格・試験日程及び実施結果等は次頁以降のとおりである。

受験者確保のため、県職員等の仕事を紹介する説明会やガイダンスを実施したほか、民間が主催する就職・転職フェアへの参加、大学等での説明、X（旧 Twitter）等の SNS の活用などにより、職務内容等の紹介や三重県が魅力ある職場であることの広報を実施した。

競争試験の受験資格・試験日程 (令和6年度)

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		名簿 確定日	合格 発表日	
					日	場所	日	場所			
三重県職員	A試験	① H7.4.2～H15.4.1 に生まれた人(行I) ② H2.4.2～H13.4.1 に生まれた人(薬剤師) ③ H2.4.2～H15.4.1 に生まれた人(行I・薬剤師以外) ④ H15.4.2(薬剤師はH13.4.2)以降に生まれた人で、大学(短大除く)を卒業した人、R7.3.31までに卒業見込みの人、人事委員会がそれらと同等の資格があると認めた人	5.7	5.7 ～ 5.29	6.16	津	7.13 ～ 7.29	津	8.8	8.9	
	A試験 総合土木(早期枠)	① H2.4.2～H15.4.1 に生まれた人 ② H15.4.2 以降に生まれた人で、大学(短大除く)を卒業した人、R7.3.31までに卒業見込みの人、人事委員会がそれらと同等の資格があると認めた人	R6.3.1	R6.3.1 ～ R6.3.22	4.4 ～ 4.17	テストセンター (オンライン会場含む)	5.13 ～ 5.15	津	5.28	5.29	
	B試験	総合土木	H9.4.2～H17.4.1 に生まれた人	5.7	5.7 ～ 5.29	6.16	津	7.13 ～ 7.25	津	8.8	8.9
		警察事務・司書	H9.4.2～H17.4.1 に生まれた人	7.19	7.19 ～ 8.26	9.29	津	10.25 ～ 11.5	津	11.19	11.20
	C試験	一般事務・農業・林業・総合土木・電気・警察事務	津 伊勢 尾鷲				10.28 ～ 11.5	津	11.19	11.20	
A試験(秋季)	行政(秋季)	S52.4.2～H7.4.1 に生まれた人	7.19	7.19 ～ 8.29	9.29	津	11.9 ～ 11.16	津	11.26	11.27	

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所		
三重県職員	民間企業等職務経験者	行政（デジタル）・警察デジタル・総合土木・建築・薬剤師	7.19	7.19 ～ 8.29	9.3 ～ 9.29	テストセンター （オンライン会場含む）	11.2	津	11.19	11.20
	警察官	1回目 （男性・女性・語学・武道・サイバー捜査） （共同：大阪府）	H1.4.2以降に生まれた人で、大卒者又はR7.3.31までに卒業見込みの人	R6.3.15	R6.3.15 ～ 4.17	5.12	津	6.11 ～ 6.26	津	7.17
2回目 （男性・女性・武道）		H1.4.2以降に生まれた人で、大卒者又はR7.3.31までに卒業見込みの人	7.19	7.19 ～ 8.26	9.22	津	11.1 ～ 11.19	津	12.4	12.5
警察官B 男性・女性・武道・サイバー捜査		H1.4.2～H19.4.1に生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人	7.19	7.19 ～ 8.26	9.22	津 伊勢 尾鷲	11.1 ～ 11.19	津	12.4	12.5
市町立小中学校職員	B試験 学校事務	H9.4.2～H17.4.1に生まれた人	7.19	7.19 ～ 8.26	9.29	津	10.25 ～ 10.31	津	11.19	11.20
	C試験 学校事務	H15.4.2～H19.4.1に生まれた人				津 伊勢 尾鷲	10.28	津	11.19	11.20

(参考) 試験会場

試験名	第1次試験会場	第2次試験会場
A試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館
A試験 総合土木（早期枠）	テストセンター（オンライン会場含む）	吉田山会館
B試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館
C試験	津高校、伊勢庁舎、尾鷲庁舎	勤労者福祉会館、吉田山会館
A試験（秋季）	津高校	勤労者福祉会館、吉田山会館
民間企業等職務経験者	テストセンター（オンライン会場含む）	勤労者福祉会館
警察官A（1回目）	警察学校	県庁講堂、津庁舎、吉田山会館
警察官A（2回目）	警察学校	県庁講堂、津庁舎
警察官B	警察学校、伊勢まなび高校、尾鷲高校	県庁講堂、津庁舎

令和6年度三重県職員等採用候補者試験実施状況

令和7年4月1日現在

試験種類	試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
					受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 68	284	195	68.7%	108	1.8	98	90.7%	82	2.4
		行政Ⅱ	約 18	60	40	66.7%	21	1.9	21	100.0%	17	2.4
	福祉 分野	福祉技術	約 8	17	14	82.4%	7	2.0	7	100.0%	7	2.0
	環境 分野	環境化学	約 7	8	6	75.0%	5	1.2	5	100.0%	4	1.5
	自然 分野	農学 (一般方式)	約 11	24	17	70.8%	15	1.1	13	86.7%	12	1.4
		農学 (新方式)	約 2	7	5	71.4%	2	2.5	1	50.0%	1	5.0
		林学 (一般方式)	約 4	9	8	88.9%	7	1.1	5	71.4%	4	2.0
		林学 (新方式)	約 1	2	1	50.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		水産	約 1	8	4	50.0%	2	2.0	2	100.0%	2	2.0
	工学 分野	総合土木Ⅰ (一般方式)	約 18	21	7	33.3%	6	1.2	6	100.0%	6	1.2
		総合土木Ⅰ (新方式)	約 3	9	4	44.4%	1	4.0	1	100.0%	1	4.0
		建築 (一般方式)	約 2	3	1	33.3%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		建築 (新方式)	約 1	5	5	100.0%	3	1.7	3	100.0%	3	1.7
		電気	約 2	6	5	83.3%	4	1.3	3	75.0%	3	1.7
		機械	約 1	3	2	66.7%	2	1.0	2	100.0%	1	2.0
	健康 衛生 分野	薬剤師 (一般方式)	約 2	3	2	66.7%	1	2.0	1	100.0%	1	2.0
		薬剤師 (新方式)	約 1	3	2	66.7%	1	2.0	1	100.0%	0	—
		保健師	約 8	14	12	85.7%	9	1.3	9	100.0%	8	1.5
		管理栄養士	約 2	17	13	76.5%	6	2.2	6	100.0%	4	3.3
	小 計		約 160	503	343	68.2%	202	1.7	186	92.1%	158	2.2
工学 分野	総合土木Ⅱ (早期枠)	約 10	49	46	93.9%	33	1.4	30	90.9%	22	2.1	
一般 行政 分野	行政 (秋季)	約 10	152	112	73.7%	43	2.6	42	97.7%	23	4.9	
合 計		約 180	704	501	71.2%	278	1.8	258	92.8%	203	2.5	

試験種類	試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率	
					受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率			
三重県 職員 採用試験	民間	一般 行政 分野	行政(デジタル)	約 1	6	5	83.3%	4	1.3	4	100.0%	2	2.5
		情報 分野	警察デジタル	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		工学 分野	総合土木	約 2	4	4	100.0%	4	1.0	3	75.0%	3	1.3
			建築	約 1	2	1	50.0%	1	1.0	0	-	-	-
		健康 衛生 分野	薬剤師	約 1	3	2	66.7%	2	1.0	1	50.0%	1	2.0
	合 計			約 6	15	12	80.0%	11	1.1	8	72.7%	6	2.0
	B	工学 分野	総合土木	約 3	2	2	100.0%	2	1.0	2	100.0%	2	1.0
		警察事務		約 8	48	38	79.2%	24	1.6	22	91.7%	9	4.2
		司書		約 1	6	6	100.0%	3	2.0	3	100.0%	1	6.0
	合 計			約 12	56	46	82.1%	29	1.6	27	93.1%	12	3.8
	C	一般 行政 分野	一般事務	約 9	58	52	89.7%	34	1.5	33	97.1%	25	2.1
		自然 分野	農業	約 5	8	8	100.0%	6	1.3	5	83.3%	5	1.6
			林業	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		工学 分野	総合土木	約 11	18	18	100.0%	16	1.1	16	100.0%	16	1.1
			電気	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		警察事務		約 6	41	39	95.1%	19	2.1	19	100.0%	10	3.9
	合 計			約 33	126	118	93.7%	76	1.6	74	97.4%	57	2.1
	県職員合計			約 231	901	677	75.1%	394	1.7	367	93.1%	278	2.4

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
警察官 採用試験	男性	約 36	121	98	81.0%	71	1.4	69	97.2%	41	2.4
	女性	約 11	32	25	78.1%	21	1.2	19	90.5%	12	2.1
	語学 ポルトガル語	約 1	2	2	100.0%	2	1.0	2	100.0%	1	2.0
	武道 柔道(男性)	約 2	2	2	100.0%	1	2.0	1	100.0%	1	2.0
	A① 武道 柔道(女性)	約 1	2	1	50.0%	0	—	—	—	—	—
	武道 剣道(男性)	約 1	3	3	100.0%	1	3.0	1	100.0%	1	3.0
	武道 剣道(女性)	約 1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	サイバー捜査	約 1	2	2	100.0%	1	2.0	1	100.0%	1	2.0
	小 計	約 54	164	133	81.1%	97	1.4	93	95.9%	57	2.3
	A② 男性	約 5	48	26	54.2%	13	2.0	13	100.0%	7	3.7
	女性	約 2	8	7	87.5%	5	1.4	5	100.0%	2	3.5
	武道 柔道(男性)	約 1	2	2	100.0%	0	—	—	—	—	—
	武道 柔道(女性)	約 1	1	1	100.0%	0	—	—	—	—	—
	小 計	約 9	59	36	61.0%	18	2.0	18	100.0%	9	4.0
	合 計	約 63	223	169	75.8%	115	1.5	111	96.5%	66	2.6
	B 男性	約 26	83	65	78.3%	53	1.2	52	98.1%	28	2.3
	女性	約 8	46	42	91.3%	21	2.0	20	95.2%	14	3.0
	武道 剣道(女性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
	サイバー捜査	約 1	1	1	100.0%	0	—	—	—	—	—
	小 計	約 36	131	109	83.2%	75	1.5	73	97.3%	43	2.5
警察官合計	約 99	354	278	78.5%	190	1.5	184	96.8%	109	2.6	
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 14	62	40	64.5%	22	1.8	19	86.4%	14	2.9
	C 学校事務	約 4	19	14	73.7%	8	1.8	7	87.5%	4	3.5
	小中学校職員合計	約 18	81	54	66.7%	30	1.8	26	86.7%	18	3.0
総合計	約 348	1,336	1,009	75.5%	614	1.6	577	94.0%	405	2.5	

第2節 採用選考

職員の採用は、地方公務員法により競争試験によって行うことを原則としているものの、職務と責任の特殊性等から競争試験になじまない職については、選考によることができるものとなっている。

1 選考職種 of 採用選考

「選考職種の指定及び採用資格要件」（昭和41年5月10日三重県人事委員会告示第1号）で指定する職種について、各任命権者からの申請に基づき実施した選考の結果は次頁のとおりである。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者を雇用するために実施している選考については、平成30年度までは身体障がい者を対象に実施していたが、令和元年度から精神障がい者、令和2年度から知的障がい者も対象とした。

2 職級別の採用選考

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった職級別の採用選考（国の機関等からの割愛採用等。上記1の選考職種採用は除く。）は合計125名であり、内訳は次表のとおりである。（令和6年度中に任用したもの）

（単位：人）

任命権者 職級	知事等	病院事業 業庁長	企業 庁長	議会 議長	教育 委員会	警察 本部長	計
部長級	1						1
次長級	2	1					3
課長級	5				4	1	10
課長補佐級	13		2		11		26
主査級	20				8		28
主任級	19	1			2		22
主事・技術級	18						18
警視						5	5
警部						5	5
警部補						4	4
巡査部長						2	2
巡査長							
巡査						1	1
計	78	2	2		25	18	125

3 令和6年度採用選考の状況

(単位:人)

職 種	任命権者	実施日	採用 予定数	申込者数	受験者数	基準 達成者数
児童福祉司	知事	6.5.19	3	6	6	6
言語聴覚士	知事	6.5.19	1	1	1	1
行政実務経験者(行政)	知事	6.5.19	若干名	5	5	4
行政実務経験者(総合土木)	知事	6.5.19	若干名	1	1	1
行政実務経験者(薬剤師)	知事	6.5.19	若干名	2	2	2
作業療法士	病院事業庁長	6.5.19	2	1	1	1
獣医師	知事	6.7.14	7	1	1	1
児童福祉司	知事	6.7.14/6.7.21	2	3	3	3
心理判定員	知事	6.7.14/6.7.21	5	5	4	2
試験研究技師(電子技師)	知事	6.7.14	1	3	3	2
保育士	知事	6.7.14/6.7.21	3	2	2	1
臨床検査技師	知事	6.7.14	2	8	7	6
職業訓練指導員	知事	6.7.14	1	1	0	0
理学療法士	知事	6.7.14/6.7.21	2	3	3	1
作業療法士	知事	6.7.14/6.7.21	1	3	3	2
言語聴覚士	知事	6.7.14/6.7.21	2	2	2	1
機関士	知事	6.7.14	1	2	2	2
機関士	警察本部長	6.7.14	1	4	4	2
臨床心理士	警察本部長	6.7.14	1	1	1	1
一般事務 (障がい者)	知事	6.11.3/6.11.27	4	14	11	3
一般事務(特別枠) (障がい者)	知事	6.11.3/6.11.29	1	12	9	2
学校事務 (障がい者)	教育委員会	6.11.3	1	1	1	0

職 種	任命権者	実施日	採用 予定数	申込者数	受験者数	基準 達成者数
児童福祉司	知事	6.11.10	3	5	5	1
心理判定員	知事	6.11.10	3	3	3	2
試験研究技師(機械金属)	知事	6.11.10	1	1	0	0
理学療法士	知事	6.11.10	1	2	2	1
保育士	知事	6.11.10	2	1	1	0
職業訓練指導員	知事	6.11.10	1	1	0	0
文化財技師	教育委員会	6.9.22/6.11.10	2	4	4	3
行政実務経験者(行政)	知事	6.11.10	若干名	1	1	1
行政実務経験者(福祉技術)	知事	6.11.10	若干名	2	1	1
航海士	教育委員会	7.1.12	1	1	1	1
獣医師	知事	7.2.2	6	1	1	1
児童福祉司	知事	7.2.2	1	1	1	1
心理判定員	知事	7.2.2	1	3	1	1
臨床検査技師	病院事業庁長	7.2.2	1	3	3	2
計			64	110	96	59

※1次、2次に分かれる選考の受験者数は、1次の受験者数。
 ※障がい者の選考の基準達成者数は、合格者数と読み替える。

第3節 臨時的任用の承認

臨時的任用については、地方公務員法に基づき、職員の任用に関する規則で「緊急の場合」、「臨時の職である場合」、「任用候補者名簿に候補者がいない場合」において、任命権者は人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で任用することができる」とされている。

本年度の任用件数（※人事委員会承認分）は延べ300件で、そのすべてが三重県教育委員会における任用である。

（※臨時的任用の承認に関する権限は一部任命権者に委任している。）

区分	任用延件数
三重県知事	0
三重県教育委員会	300
計	300

第4章 給与関係業務

令和6年10月16日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、人事管理及び職員の給与について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

なお、勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料とするため、人事統計調査により職員の給与の実態を把握するとともに、職種別民間給与実態調査により民間従業員の給与の実態を把握した。

給与改定の概要と職員の給与等に関する報告及び勧告の内容は、次のとおりである。

I 本年の民間給与との比較による給与改定

改定の概要	実施年月日
1 月例給 【給料表】 ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定 (行政職給料表平均改定率2.5%) 【扶養手当】 ・ 子に係る扶養手当を引上げ改定 (子1人10,000円⇒10,900円) 【初任給調整手当】 ・ 医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ	R6.4.1
2 ボーナス(特別給) ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.50月)が、民間の特別給の支給割合(4.58月)を下回っていることから、支給月数を4.60月に引上げ ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分	R6.12.1 R7.4.1

II 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備

改定の概要	実施年月日
1 給料表 ・ 行政職給料表の初任給を大幅に引上げ ・ 国の俸給表構造の見直しに準拠した給料表の改定 ・ 行政職給料表8級以上の昇給制度を見直し ・ 行政職給料表以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定	R6.4.1 R7.4.1

2 地域手当 ・人事院勧告に準じて、支給地域、級地区分及び支給割合を見直し（ただし、医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員に対する支給割合は4.7%）	R7.4.1から 段階的に実施
3 扶養手当 ・配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る手当額を13,000円に段階的に引上げ	R6.4.1 R7.4.1から 段階的に実施
4 管理職員特別勤務手当 ・人事院勧告に準じて、平日深夜の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大 ・危機管理統括監、特定任期付職員等も平日深夜に係る手当の支給対象に拡大	R7.4.1
5 特定任期付職員のボーナス制度 ・人事院勧告に準じて、勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止	R7.4.1
6 定年前再任用短時間勤務職員等の給与 ・住居手当及び特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給	R7.4.1

職員の給与等に関する報告及び勧告（令和6年10月16日）

【報告】

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事統計調査を実施し、職員の給与の実態を把握するとともに、民間従業員の給与の実態を把握するため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内788の民間事業所のうちから、158事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

また、物価・生計費等職員の給与決定に関係のある諸般の事情についても、調査・検討を行った。

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 公民給与の較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	389,537 円
職員(行政職)の給与 (B)	379,901 円
較差 (A)-(B)	9,636 円 (2.54%)

(2) 諸手当の比較

ア 扶養手当

扶養家族の構成	民間		職員
	三重県	全国	
配偶者	12,246円	12,320円	6,500円
配偶者と子1人	20,231円	19,003円	16,500円
配偶者と子2人	27,203円	25,272円	26,500円

(注)職員の配偶者に係る手当は行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む、以下の級について同じ）の職員について記載。行政職給料表8級の職員は3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。

イ 賞与等の特別給

民間		職員
三重県	全国	
4.58月分	4.60月分	4.50月分

2 物価・生計費の動向（令和6年4月）

(1) 消費者物価指数（対前年同月比）

津市	全国
2.2%	2.5%

(2) 標準生計費

区分	津市		全国	
	1人世帯	4人世帯	1人世帯	4人世帯
食料費	29,440円	59,860円	32,960円	67,010円
住居関係費	30,250円	28,600円	45,350円	42,880円
被服・履物費	5,610円	10,760円	5,970円	11,450円
雑費Ⅰ	19,420円	54,990円	24,220円	68,590円
雑費Ⅱ	6,850円	18,700円	10,610円	28,960円
合計	91,570円	172,910円	119,110円	218,890円

(注) 雑費Ⅰ（保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽）

雑費Ⅱ（その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)）

Ⅱ 職員の給与に関する見解

1 本年の民間給与との比較による給与改定

(1) 公民給与の較差

- ・4月分の公民較差について、役職・学歴・年齢別に対比して公民較差を算出

較差 9,636円(2.54%)〔人事院勧告 11,183円(2.76%)〕

(2) 給与改定

月例給

【給料表】

- ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定
(行政職給料表平均改定率2.5%)

【扶養手当】

- ・ 子に係る扶養手当を引上げ改定 (子1人10,000円⇒10,900円)

【初任給調整手当】

- ・ 医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ

ボーナス (特別給)

- ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数 (4.50月) が、民間の特別給の支給割合 (4.58月) を下回っていることから、支給月数を4.60月に引上げ
- ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分

(3) 実施時期

- ・ 月例給：令和6年4月1日
- ・ ボーナス (特別給)：令和6年12月1日
(令和7年度以降の改定は令和7年4月1日)

2 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備

(1) 措置すべき事項

ア 給料表

- ・ 行政職給料表の初任給を大幅に引上げ (前記1(2)の公民較差を解消するための給料表引上げ改定の中で令和6年4月1日から先行実施)
- ・ 国の俸給表構造の見直しに準拠した給料表の改定
- ・ 行政職給料表8級以上の昇給制度を見直し
- ・ 行政職給料表以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 地域手当

- ・ 人事院勧告に準じて、支給地域、級地区分及び支給割合を見直し (ただし、医師または歯科医師を除く県内に勤務する職員に対する支給割合は4.7%)

ウ 扶養手当

- ・ 次に示すとおり、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、これによ

り生ずる原資を用いて、子に係る扶養手当を段階的に引上げ

- ・子に係る扶養手当の引上げの一部は、本年の公民較差の配分の中で令和6年4月1日に遡及して先行実施

<各年度における扶養手当の手当額>

(単位：円)

年度		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		現行	前記1(2)による改定後		
扶養親族	配偶者				
	行政職給料表7級以下	6,500	6,500	3,000	(支給しない)
	行政職給料表8級	3,500	3,500	(支給しない)	(支給しない)
子		10,000	10,900	12,000	13,000

※「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」には、行政職給料表以外の給料表のこれらに相当する職務の級を含む。

※令和6年度の「子」に係る扶養手当額10,900円は、前記1(2)により令和6年4月1日に遡及して改定された場合の額である。

工 管理職員特別勤務手当

- ・人事院勧告に準じて、平日深夜の支給対象時間帯を午後10時から午前5時まで拡大
- ・危機管理統括監、特定任期付職員等も平日深夜に係る手当の支給対象とし、手当額は既に措置されている週休日等に係る手当額をふまえて設定

オ 勤勉手当の成績率

- ・人事院勧告に準じて、成績率の上限を勤勉手当の平均支給月数の3倍に引上げ

カ 特定任期付職員のボーナス制度

- ・人事院勧告に準じて、勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当を廃止
- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数は年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期で均等になるよう規定

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

- ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及び特地勤務手当(同手当に準ずる手当を含む。)を支給

3 その他の課題

(1) 人材確保及び離職防止の観点からの給与面での対応

- ・行政課題に安定して対応していくためには、公務人材を確実に採用し、育成し、適切な人材活用に結び付けていく必要。そのため、人材確保のほか離職防止の観点も含めて、給与面において対応できることがないか引き続き検討していく必要

(2) 教育職員の給与

- ・令和6年8月の中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」の中で、教職調整額の率の引上げ等の処遇改善について言及されており、今後、国における法律改正の動向等を注視し、対応を検討していく必要

(3) 人事行政諮問会議における議論をふまえた人事院の取組

- ・公務員人事管理のあり方について議論を行うため、人事院が人事行政諮問会議を開催。令和6年5月の中間報告では具体的な対応の方向性の一つとして「職務ベースの報酬設定、能力・実績主義の徹底」が挙げられており、今後、その動向を注視していく必要

【勧告】

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三重県条例第29号）及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三重県条例第38号）を改正することを勧告する。

I 令和6年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。※別記第1省略

(2) 諸手当

ア 扶養手当

子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項ま

たは学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,900円とすること。

イ 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和6年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7125月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5125月分)とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月分)とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(イ) 令和7年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分)とすること。

c 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ

0.6625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。 ※別記第2省略

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。 ※別記第3省略

(2) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

II 国の給与制度のアップデートをふまえた本県の給与制度の整備のための関係条例の改正

1 給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

Iの1(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

※別記第4及び別記第5省略

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、給与条例第8条第2項に規定する期間におけるその職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成

績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする
こと。

(3) 諸手当

ア 扶養手当

(ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

(イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

イ 地域手当

地域手当の支給割合を、次の表に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合とすること。

級地	支給割合
1級地	100分の20
2級地	100分の16
3級地	100分の12
4級地	100分の8
5級地	100分の4（人事委員会規則または人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める地域及び公署にあっては100分の4.7）

ウ 管理職員特別勤務手当

(ア) 管理または監督の地位の職のうち規則で指定する職を占める職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

- (イ) (ア) の管理職員特別勤務手当の額は、(ア) による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

工 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

2 任期付職員条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- (3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正

暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1(2)ウ(ア)、2(2)ア及び3(2)については、令和6年12月1日から、Ⅰの1(2)ウ(イ)及び2(2)イならびにⅡならびにⅢの2(1)及び(2)については、令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの

及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、給与条例第12条第4項または学校職員給与条例第15条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき12,000円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1) 及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

人事委員会年報（令和6年度）

令和7年7月発行

編集 三重県人事委員会事務局

〒514-0004 津市栄町 1-891

（勤労者福社会館4階）

電話：（059）224-2930

FAX：（059）226-7545

E-mail：jinjii@pref.mie.lg.jp

ホームページアドレス：

<https://www.pref.mie.lg.jp/JINJII/HP/>